

肱川

行町 168 集課
 川 1 2 8
 発 肱 TEL {
 編 務
 1965.8.20号

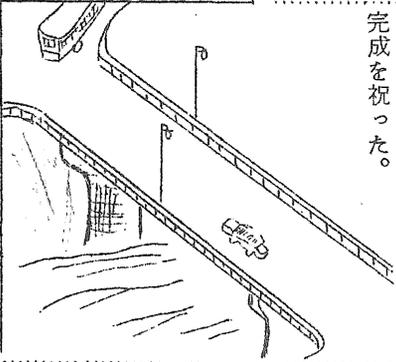
赤岩橋落成

市員 四米 延長 九八米
 総工費 二千二百万円

昭和三十八年一月以来、上田建設株式会社及び住友建設株式会社の手ですすめられていた町道赤岩橋は、去る八月二日完工した。

当橋は、宇和川地域はもとより、肱川町全体から見ても極めて重要な役割をもつものとして、前々から話題となっていたものであるが、今日まで着手に至らず地域発展の支障となっていたのである。

当橋は元県の橋梁事業を担当



され、橋に関しては県内外にも有名な江戸良三氏が設計されたもので、「ポストテンションT型単純桁橋」と言い、新しい工法が採用されている。

八月二日には、喜びの地元住民をはじめ、町内外の来賓が多数参集し、中学校生徒のブラスバンドを先頭に渡り初めをし、完成を祝った。

納税を 楽にするには

大洲税務所

納税を楽にするには、納税は原則として申告と同時に必ず必要ですが、この税金を一時に納めるには、資金繰りなどで大変なことがあります。そのうえ納期に遅れると、余分な延滞税まで納めなければなりません。

これを解消するには、日頃から準備をし、納税のため貯蓄を

することが大切です。しかし、納税貯蓄といふことは、一人では容易にできるものではありません。

そこで多くの人が協力し合っ

てこれを行なう方法があります。一人でも多く納税貯蓄組合に入して、楽に納税するようにしましょう。

「国民健康保険税」決る

今年

国民健康保険税は、その世帯の所得額、固定資産税額、被保険者数、世帯（戸数割）の四つのものを基にして計算するが、「所得」とは前年中の所得をもとにし、「固定資産税」は一月一日現在の所有資産の税額であり「被保険者数」はその年の四月一日の数をもとにされます。

このため前年の所得が決る時

すなわち町民税のものと町民税の所得が決るまで、計算ができません。

七月末で今年の国民健康保険税を決める四項目（前期）の数字が決まり、議会でその税率が左の通り決定されました。

所得額II所得額百円当り

二二・一二銭

〇 固定資産税割

〇 税金百円当り

三二・九九銭

〇 被保険者割（人員割）

一人当り

五三〇円

〇 世帯割（戸数割り）

一世帯当り 一、六三三円

となり、これをもとにして各世帯の一年分の国民健康保険税を計算して、八月分（第二期）の通知書に計算のもととなった数字を記入することにしています。

八月の通知書であなたの一年分の国民健康保険税が決りますが、それと同時に法令で一定基準以下の

所得者に対する保険税の減額がされます。

減額の世帯及び基準は

〇 前年中所得額九万円以下の世帯の減額

・ 世帯平等割で五九四円

・ 被保険者一人当り一八六円

〇 前年中所得額九万円に被保険者一人当り（納税義務者を除く）二万五千元を加算した金額以下の世帯の減額

・ 世帯平等割で三九六円

・ 被保険者一人当り二二四円の割で計算された額が該当世帯について減額されます。

そこであなたの一年分の税額から第一期（五月）に課税された分（該当世帯のみ）を差引いた残額を第二期以降に納入していただくこととなります。

尚、国民健康保険は、昨年度より総体的な上昇（四七、八%）しております。その理由は本年一月より世帯全員にわたる七割給付実施と、医療費の値上げによるものでありますが、昨年度の肱川町に於ける医療費の総額は二千五百七十六万円（本年度は七割給付が一年間完全適用により更に七百万円上昇の見込）であり、これに対する国民健康保険は、昨年度五百三十万円、本年度七百八十万円であり、税額が、現在額は上昇しておりますが、現在の医療費に比べますと決して高いとは言えないのです。

尚、詳細については不明の点に係にお尋ね下さい。

肱川土場木材相場表

昭和40年8月

長寸	径	種	す	ぎ	ひのき	まつ
4 m	7 cm下	8 上	4 8	4 8		
			4 4	5 0		
			4 4	4 4		3 0
4.2 m	1 2 上	1 6 上	4 7	4 7		
			4 7	4 7		4 0
			4 7	4 7		4 0
3.0 m	7 cm下	8 上	3 4	3 5		
			4 0	4 3		
			4 9	6 0		
3.2 m	1 3 上	1 6 上	4 5	4 8		
			4 5	4 8		3 0
			4 5	4 8		3 0
2.0 m	7 cm下	8 上	2 0	2 0		
			1 5	1 5		
			2 5	2 0		
2.1 m	1 6 上	3 0 上	3 0	3 0		
			3 0	3 0		
			3 0	3 0		
1.0 m	1 2 cm上	1 3 cm上	1 0	1 5		
			4 5	6 1		
			4 5	6 1		
足場 1mにつき 50~70						
松パルプ	1.5m~2.10m	未口2cm上	21円			
雑パルプ	1.5m~1.80m	未口2cm上	11円			
松箱材	上物210m	未口14cm上	25円			
	下物	"	23円			

林業

乾しいたけ相場表

①入札の月日	4.0.7.2.4	高値	2,210
②出品箱数	720	平均	1,614
③入札箱数	130	安値	1,110
④価格 (kg当り)			
冬菇	1,700	~	2,100
香信	1,500	~	1,800
ジャミ	1,200	~	中心
⑥今後の見通		弱保合	

これからの椎茸伐せ込み場及槽場の管理

- 7月12日より1週間各地区で講習会を開き皆さんに勉強していただきましたが、まだ作業の都合上行って見ていない人は下記の様に手入をして下さい。
- ①下草刈りをして状態込み槽がむれない様に風通しを良くする。
 - ②槽木に直射日光が当たると温度が4℃以上になり椎茸菌が死滅し、雑菌が入るおそれがありますから笠木等を多くして下さい。
 - ③秋が早く来ると言われます。8月下旬の台風より不時子が発生するから手入をする（これは特3号及3号菌）
 - ④乾燥場の整備を今の内におこなうこと

愛媛県警察官募集案内

- 一、受験資格
 - (1) 高等学校卒業、および四十年三月卒業見込みの男子
 - (2) 中学校卒業者は、十九才から二十才未満の男子
- 二、受付期間

八月七日から九月六日まで
- 三、試験日時場所

(1) 四十年九月十九日午前九時より

(2) 西条市、松山市、宇和島市において

その他、詳細は警察へお尋ねください。

情熱と正義感を郷土のために

別表(1)

昭和40年度町県民税申告所得額調

(給与所得者分を除く)

部 落 名	申 告 数	申 告 所 得 額	一 戸 当 平 均 申 告 所 得 額
小 萩	8	1,124,528	140,566
野 井	10	1,185,647	118,564
汗 野	20	2,665,247	133,262
道 野	17	2,226,836	130,990
上 野	30	2,868,019	95,600
山 植	23	2,307,398	100,321
協 生	27	4,132,468	153,054
嘉 城	20	2,147,490	107,374
共 栄	36	4,183,287	116,202
中 居	60	6,637,044	110,617
小 計	251	29,477,964	117,442
白 石	24	3,604,846	150,201
影 地	20	3,207,188	160,359
広 常	38	5,480,155	144,214
久 保	27	3,857,737	142,879
知 者	13	1,793,087	137,929
大 木	25	2,413,400	96,536
大 屋	17	1,600,874	94,169
小 計	13	2,851,382	219,337
大 計	177	24,808,669	140,161
大 和	12	1,648,290	137,357
中 野	24	2,705,726	112,738
小 野	38	4,503,936	118,524
小 野	57	8,347,204	146,442
下 野	20	3,361,542	168,077
上 野	24	3,767,650	156,985
京 野	7	840,135	120,019
奥 山	3	373,202	124,400
見 の	5	753,850	150,770
月 の	16	2,534,816	158,426
小 計	206	28,836,351	139,982
下 敷	14	1,652,524	118,037
敷 水	30	1,347,098	44,903
上 敷	12	1,454,726	121,227
下 野	20	2,217,438	110,871
上 野	17	2,049,068	120,533
野 尾	25	1,961,911	78,476
藤 木	1	75,380	75,380
小 計	119	10,758,145	90,404
柳 郷	22	3,193,509	145,159
市 之	17	2,426,604	142,741
瓜 生	11	1,442,734	131,157
原 之	20	2,606,049	130,302
小 計	22	2,411,487	109,613
藤 原	25	2,831,495	113,259
小 計	117	14,911,878	127,451
小 倉	7	603,860	86,265
中 津	31	3,895,082	125,647
小 計	38	4,498,942	118,393
合 計	908	113,291,949	124,770

昭和40年度町県民税

あなたは正しい申告をしましたか？

町県民税の申告納税については、税法によって義務づけられており、当然に納税すべきである。毎年税務署に提出して戴いておられるので、申告内容が正しいと見えます。その内容が不申告を免れる手段ともうけとれる低所得申告となっており、即ち、町の決定額に對して五三%の申告所得額であつて、折角された申告の大半は用をなさない結果となつておられるので、結果を毎年繰返すことのないよう、参考資料(別表(1))を掲載いたしますので、税に對する心構えを新たにしてください。

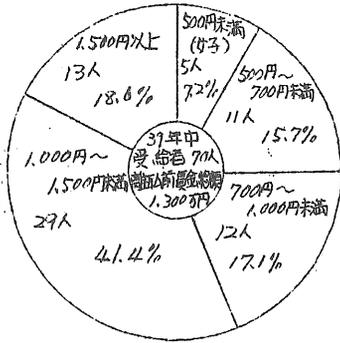
別表(2)

所得額調 (昭和39年中)

種 目	収 入 金 額	所 得 金 額	所 得 構 成 割 合	備 考
米	6,867,677	4,944,677	23.2%	
勤労収入	7,300,000	4,271,170	20.0%	給与所得者分は除く
営業収入	3,050,000	2,460,000	11.5%	
果樹	4,258,870	2,182,270	10.2%	
養蚕	3,150,000	2,005,500	9.4%	栗, 柿, 梨
養蚕	2,683,390	1,206,680	5.7%	
養蚕	2,827,270	1,084,410	5.1%	
養蚕	2,620,000	8,960,000	4.2%	和牛生産, 肥育
養蚕	3,000,000	7,572,000	3.5%	税法の所得控除が多い
養蚕	1,250,000	5,950,000	2.8%	
養蚕	1,100,000	5,500,000	2.6%	医療保健, 集金人等
養蚕	1,018,100	2,427,000	1.1%	
養蚕	6,904,000	1,424,000	0.7%	
合 計	39,815,900	21,338,200	100%	所得率53.6% 一戸当平均所得額235千円

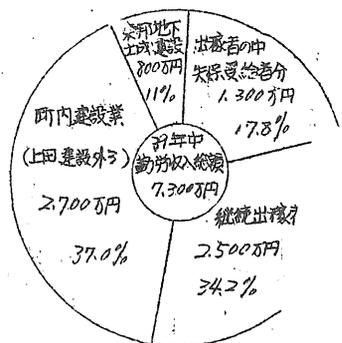
別表(3)

失業保険受給者の離職前賃金日額調



別表(4)

勤労収入額調 (給与所得者分を除く)



福祉年金の

支払方法が変わります

九月期支払分より局員による代り、請求書兼領収書を受給者又はその扶養義務者等において託載した受領書を持参して支払を受けてください。

年金証書の交付については八月二十日よりお渡ししますから保管証(証書引替証)を御持参の上受け取ってください。

年金の支払については九月六日から遅くならぬように受け取ってください。

年金の支払は、受給者が福祉年金請求書兼受領書を郵便局の窓口にて提出することによって支払を受けておりました。本来この受領書は、受給者等が直接記載すべきものであるにもかかわらず、受給者が老令者であるため、現実には、郵便局員がやむを得ず代書して行っていたものであります。これをより局員による代り、請求書兼領収書を受給者又はその扶養義務者等において託載した受領書を持参して支払を受けてください。

九月期支払分より局員による代り、請求書兼領収書を受給者又はその扶養義務者等において託載した受領書を持参して支払を受けてください。

年金証書の交付については八月二十日よりお渡ししますから保管証(証書引替証)を御持参の上受け取ってください。

年金の支払については九月六日から遅くならぬように受け取ってください。

子供の事故から守りましょう

水泳の事故がおきるのは、水泳中では、泳げない者が誤って深みに落ち込んだものが一番多く七〇%を占めております。泳げない者は、必ず安全な場所を練習し、無理な泳ぎは、絶対しない事です。

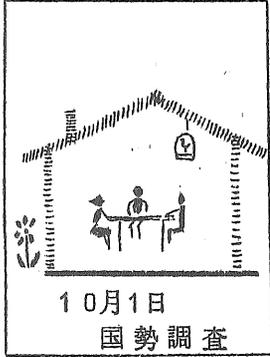
転落事故では、一人で遊んでいるとき誤って転落したものが五名、保護者が連れていながら、ちよっと目を離した間に転落したものが五名です。

七才から十才までの児童も一三名で、これらの者は泳げず、水遊び等をしていて誤って深みに入ります。適切な指導と、父兄の同伴が望まれます。

以上は、昨年六、七、八の三か月間に県下で失われた水泳の事故による尊い生命であり、水泳は、次の様に事故がおきた場合は、すぐ大声をあげて附近にいる人に救いを求め、板、棒、縄、浮袋等を投げる等して救助しましょう。

泳ぎに自信があっても、おぼろげに泳ぐ者は夢中ですが、おぼろげに泳ぎ止まってしまう時、直ちに人工呼吸をする共に、医師に連絡しましょう。

警察でも、パトロールを強化して事故防止にあたっています。意欲を注ぎましょう。



10月1日 国勢調査